

現場代理人の兼任要件の拡大について

北杜市建設工事標準請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、一定の条件を全て満たす工事において、現場代理人の常駐義務を緩和し工事間で兼任を可能としています。令和6年1月25日から次のとおり一部改正します。

1. 改正内容

現場代理人の兼任要件	
令和6年1月24日まで	(兼任の対象となる工事) (1) 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間発注者)が発注する工事。 ※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事 (2) 兼任現場が全て北杜市内又は相互の間隔が直線で10km以内。 (3) 個々の工事の請負金額(税込み)が8,000万円未満。 (4) 特記仕様書又は入札等関係資料において、兼任を認めない旨が明示されていない。
令和6年1月25日から	(兼任の対象となる工事) (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 <u>(1)から(4)の規定にかかわらず、(1)の工事と施工範囲及び契約工期が重なり工作物に一体性又は連続性が認められることから、随意契約により締結される市発注工事については、(1)の工事発注機関の承認が得られた場合に限り、現場代理人を兼任可能。</u>

※常駐を要しない期間、遵守事項については変更なし。

2. 手続き

現場代理人の兼任を希望する場合は、契約時に「現場代理人及び技術者通知書」と併せて「現場代理人兼任申請書」を提出してください。

申請書の内容確認後に「現場代理人兼任承認(不承認)通知書」を交付します。

3. その他

兼任の条件を満たしている工事においても、現場の施工管理上、兼任を認めない場合もあります。

「現場代理人兼任申請書」の内容に虚偽の記載があった場合や安全管理等の不徹底等により事故が発生した場合は、兼任を取り消すと同時に指名停止措置等を行うことがあります。

4. 適用開始

令和6年1月25日(公告日)以降の工事